

議案第14号

愛西市火災予防条例の一部改正について

愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第148号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年2月23日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市火災予防条例の一部を改正する条例

愛西市火災予防条例（平成17年愛西市条例第148号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第3条、第18条関係）

種類			入力	離隔距離 (cm)				備考					
				上方	側方	前方	後方						
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200						
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150						
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100						
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200						
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100						
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50						
風呂釜	気体燃料以外	不燃閉式	半密閉式	浴室	内設置	外釜でバーナー取り出し口の無いもの	21kW以下(風呂用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	15	15	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2cmとする。	
						内釜	21kW以下(風呂用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	—	60	—		
						浴室外設置	外釜でバーナー取り出し口の無いもの	21kW以下(風呂用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、風呂用バーナーが21kW以下)	—	15	15		15
							外釜でバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下(風呂用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが	—	15	60		15

				70kW以下であって、かつ、風呂用バーナーが21kW以下)				
			内釜	21kW以下(風呂用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、風呂用バーナーが21kW以下)	—	15	60	—
		密閉式		21kW以下(風呂用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、風呂用バーナーが21kW以下)	—	注 2	2	2
		屋外用		21kW以下(風呂用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、風呂用バーナーが21kW以下)	60	15	15	15
不燃	半密閉式	浴室内設置	外釜でバーナー取り出し口の無いもの	21kW以下(風呂用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	注 4.5	—	4.5
			内釜	21kW以下(風呂用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	—	—	—
		浴室外設置	外釜でバーナー取り出し口の無いもの	21kW以下(風呂用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、風呂用バーナーが21kW以下)	—	4.5	—	4.5
			外釜でバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下(風呂用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつ	—	4.5	—	4.5

					て、かつ、風呂用バーナーが21kW以下)							
				内釜	21kW以下(風呂用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、風呂用バーナーが21kW以下)							
				密閉式	21kW以下(風呂用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、風呂用バーナーが21kW以下)		注	2		2		
				屋外用	21kW以下(風呂用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、風呂用バーナーが21kW以下)	30	4.5			4.5		
				液体燃料	不燃以外	39kW以下	60	15	15	15		
				液体燃料	不燃	39kW以下	50	5		5		
				上記に分類されないもの			60	15	60	15		
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1:風道を使用するものにあつては15cmとする。	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	15	150	15	注2:ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。
						26kWを超え70kW以下	100	15	注1	100	15	
						温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150	

			強制排 気型	26kW以下	60	10	100	10		
		密閉式	強制給 排気型	26kW以下	60	10	100	10		
不 燃	半密閉式	強制対流 型	温風を 前方向 に吹き 出すも の	70kW以下	80	5	—	5		
				26kW以下	80	150	—	150		
			強制排 気型	26kW以下	50	5	—	5		
			密閉式	強制給 排気型	26kW以下	50	5	—	5	
上記に分類されないもの				—	100	60	60	60		
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14kW以下	100	15	15	15	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。
				据置型レ ンジ	21kW以下	100	15	15	15	
				組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レ ンジ	21kW以下	80	0	—	0	

				レンジ								
			上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200			
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100			
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50			
ボイラ	気体燃料以外	不燃	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5			
				フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5			
				半密閉式		12kWを超え42kW以下	—	15	15	15		
						12kW以下	—	4.5	4.5	4.5		
				密閉式		42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
				屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15		
					フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15	15		
				不燃	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
						フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
				半密閉式		42kW以下	—	4.5	—	4.5		
					密閉式		42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
				屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5		
					フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5		
		液体燃料	不燃	不燃以外		12kWを超え70kW以下	60	15	15	15		
						12kW以下	40	4.5	15	4.5		
				不燃		12kWを超え70kW以下	50	5	—	5		
						12kW以下	20	1.5	—	1.5		
				上記に分類されないもの				23kWを超える	120	45	150	45
				23kW以下	120	30	100	30				
ストーブ	気体燃料以外	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方方向に集中する場合にあっては60cmとする。	
				バーナーが隠蔽	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5		注
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5		

		半密閉式・密閉式	バーナーが隠蔽	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	
液体燃料	不燃	半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15
	不燃	半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	5
上記に分類されないもの						—	150	100	150	100
乾燥設備	気体燃料	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
					5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	
	上記に分類されないもの			内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50	
				内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30	
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5
					フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
				瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5
					フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5
	半密閉式					12kW以下	—	4.5	4.5	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型				12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		瞬間型	調理台型			12kW以下	—	0	—	0

			壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	屋外用		フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15	
			フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15	
不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
		瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
	半密閉式			12kW以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
			壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
屋外用			フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	
		フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5		
液体燃料	不燃以外			12kW以下	40	4.5	15	4.5	
	不燃			12kW以下	20	1.5	—	1.5	
給湯設備	気体燃料	不燃	半密閉式 常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	
			瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	15	15	15	
		密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
	フードを付ける場合			12kWを超え42kW以下	15	15	15	15	
	瞬間型		フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15	
			フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15	
	不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
			瞬間型		12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5

					下							
	密閉式		常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
			瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0			
				壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
	屋外用		常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5			
				フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5			
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5			
				フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5			
	液体燃料	不燃以外			12kWを超え70kW以下	60	15	15	15			
		不燃			12kWを超え70kW以下	50	5	—	5			
			上記に分類されないもの		—	60	15	60	15			
移動式ストーブ	気体燃料以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	注1:熱対流方向が一方に集中する場合には60cmとする。 注2:方向性を有するものについては100cmとする。		
				全周放射型	7kW以下	100	100	100	100			
			バーナーが隠蔽	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5		注1	
				強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5			
			バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5			
				全周放射型	7kW以下	80	80	80	80			
	バーナーが隠蔽	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5	注1				
		強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5					
	液体燃料以外	開放式	放射型		7kW以下	100	50	100	20			
			自然対流型		7kWを超え12kW以下	150	100	100	100			
					7kW以下	100	50	50	50			
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	100	15	100	15			
温風を全周方向に吹き出すもの				7kWを超え12kW以下	100	150	150	150				
			7kW以下	100	100	100	100					
不燃	開放式	放射型		7kW以下	80	30	—	5				
		自然対流型		7kWを超え12kW以下	120	100	—	100				

					7kW以下	80	30	—	30					
				強制対 流型	温風を 前方向 に吹き 出すも の	12kW以下	80	5	—	5				
					温風を 全周方 向に吹 き出す もの	7kWを超え12kW以下	80	150	—	150				
					7kW以下	80	100	—	100					
				固体燃料	—	100	50 注2	50 注2	50 注2					
調 理 用 器 具	気 体 燃 料	不 燃 式	開 放 式	バーナーが露出	卓上型 こんろ (1口)	5.8kW以下	100	15	15	15	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。			
					卓上型 こんろ (2口以 上)・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ	14kW以下	100	15 注	15 注	15				
				バーナー が隠蔽	加熱部が 開放	卓上型 グリル	7kW以下	100	15	15		15		
					加熱部が 隠蔽	卓上型 オープン・グ リル(フ ードを 付けれ ない場 合)	7kW以下	50	4.5	4.5		4.5		
								卓上型 オープン・グ リル(フ ードを 付ける 場合)	7kW以下	15		4.5	4.5	4.5
								炊飯器 (炊飯 容量4 リット ル以下)	4.7kW以下	30		10	10	10

				圧力調 理器(内 容積10 リットル 以下)	—	30	10	10	10	
不開放 燃式	バーナーが露出			卓上型 こんろ (1口)	5.8kW以下	80	0	—	0	
				卓上型 こんろ (2口以 上)・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
	バーナー が隠蔽	加熱部が 開放			卓上型 グリル	7kW以下	80	0	—	0
					卓上型 オープン・ グリル(フ ードを付 けない場 合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5
					卓上型 オープン・ グリル(フ ードを付 ける場 合)	7kW以下	10	4.5	—	4.5
					炊飯器 (炊飯容 量4リッ トル以下)	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5
				圧力調 理器(内 容積10 リットル 以下)	—	15	4.5	—	4.5	
移液 動体	不燃以外			6kW以下	—	100	15	15	15	

式 こんろ	燃不燃		6kW以下	80	0	—	0			
	燃料	固体燃料	—	100	30	30	30			
電 気 温 風 機	燃不燃以外		2kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあっては60cmとする。		
	燃不燃		2kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注			
電 気 調 理 用 機 器	燃不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。 注2：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外	
					—	20 注1	—	20 注1		
					—	10 注2	—	10 注2		
				4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	2	2		
					—	15 注1	—	15 注1		
					—	10 注2	—	10 注2		
	燃不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こ	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	100	2	2	2		
						—	10 注2	—		10 注2
						80	0	—		0
						—	0 注1 注2	—		0 注1 注2

		んろ形態 のものに 限る。)	こんろの部分の全 部が電磁誘導加熱 式調理器のもの	5.8kW以下(1口当 たり3.3kW以下)	80	0	—	0	周から の距離)を示 す。
					—	0	—	0	
電 気 天 火	電 気	不燃以外		2kW以下	10	4.5	4.5	4.5	注：排気 口面に あつて は10cm とする。
		不燃		2kW以下	10	4.5	—	4.5	
電 子 レ ン ジ	電 気	不燃以外	電熱装置を有する もの	2kW以下	10	4.5	4.5	4.5	注：排気 口面に あつて は10cm とする。
		不燃	電熱装置を有する もの	2kW以下	10	4.5	—	4.5	
電 気 ス ト ー ブ	電 気	不燃以外	前方放射型(壁取付 式及び天井取付式 のものを除く。)	2kW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型(壁取付 式及び天井取付式 のものを除く。)	2kW以下	100	100	100	100	
			自然対流型(壁取付 式及び天井取付式 のものを除く。)	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃	前方放射型(壁取付 式及び天井取付式 のものを除く。)	2kW以下	80	15	—	4.5	
			全周放射型(壁取付 式及び天井取付式 のものを除く。)	2kW以下	80	80	—	80	
			自然対流型(壁取付 式及び天井取付式 のものを除く。)	2kW以下	80	0	—	0	
電 気 乾 燥 器	電 気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電 気 乾 燥 機	電 気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾 燥機、食器洗い乾燥 機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1:前面 に排気 口を有 する機 器にあ つては 0cmと

	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	する。 注2:排気口面にあつては4.5cmとする。
電気温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。